

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 では、日程1、陳情審査及び日程2、報告事項に入ります。

神田警察通りについて、日程1、陳情審査と日程2、報告事項（1）を一括で行います。まず、日程2、報告事項（1）神田警察通りⅡ期工事について、執行機関からの報告を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りⅡ期工事の変更についてご報告いたします。環境まちづくり部資料1をご覧ください。

項番1の工事概要ですが、工事件名、工事場所は記載のとおりでございます。工期は当初工期より変更を行い、現契約工期は令和6年3月31日までとなっております。請負業者は大林道路株式会社、契約金額は3億7,800万円余です。

項番2の契約変更についてですが、本件工事は、協議会等での意見交換の期間を設けることによる工事の一時中止及び度重なる妨害により工事が進捗しなかったため、令和5年第1回定例会において繰越明許費のご議決を頂き、工期を変更したものでございます。ところが、引き続き妨害により予定した工事が実施できず、経費が嵩んでおります。さらに、令和5年度内に工事を完了することが困難であることが明らかとなりました。したがって、工事費及び工期の変更をする必要がございます。

項番3の変更に至る経緯でございます。1）令和4年1月21日から令和4年4月10日まで工事を一時中止し、協議会等での意見交換の期間を設けました。2）令和4年4月25日、工事請負業者が工事作業のため作業帯を設置しましたが、工事に反対する者らが作業帯内へ侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事が実施できませんでした。同4月26日、これも同様に工事に反対する者らが作業帯内に侵入するなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事の一部が実施できないものでした。4）同6月29日、これは舗装切断工及び試掘工を実施するため作業帯を設置いたしましたが、これも妨害されまして、予定していた工事が実施できませんでした。

裏面をご覧ください。5）令和4年7月7日、これも街渠柵設置工を実施するため行おうと思っておりましたが、これも妨害をされたため工事が実施できませんでした。6）令和5年4月11日、工事請負業者が工事作業のため作業帯を設置しましたが、工事に反対する者らによる区職員、工事請負業者及び警備員に対する暴力的な妨害行為や作業帯内への侵入、樹木への抱きつきなどの妨害行為により、予定していた工事が実施できませんでした。7）令和5年11月28日、これも工事、作業しようと思いましたが、作業帯内に侵入するなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事の一部が実施できませんでした。8）と9）は、同じ11月29日、30日、同様に作業を行いましたが、妨害行為があったため工事が実施できませんでした。

項番4の内容変更ですが、工事費は現在精査中でございます。工期は令和7年3月31日まで延伸予定としてございます。

この案件は、来年の第1回定例会において補正予算と契約変更のご審議を頂く予定となっております。

報告は以上でございます。

○春山副委員長 報告が終わりました。本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-34、50の2件です。関連するため一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 以前と同様、送付5-34の陳情について、委員、理事者のみ陳情者をマスキングしていない文書を配付しております。委員、理事者の皆様におかれましては、本陳情書の取扱いにご注意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

執行機関から陳情審査に対する情報提供はありますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 送付5-34についての状況報告をさせていただきます。神田警察通りの陳情に関する状況で、まず、資料にございませんが、訴訟関係の状況報告でございます。

神田警察通りの整備に関しましては、住民訴訟2件と損害賠償請求訴訟の提起がありました。このうち損害賠償請求訴訟については、本年3月22日、第一審判決において、まちづくりに参画する権利利益を侵害されたなどとして、区に対して慰謝料等の支払いを求めた原告の請求はいずれも棄却され、区側の主張が認められたことは当委員会において報告いたしました。原告はこれを不服として、さらに慰謝料等の額を増額するなど請求を拡張して、本年3月31日付、控訴状により控訴し、本年10月18日に東京高裁裁判所で第二審判決の言渡しがあったところでございます。第二審判決は、第一審判決と同様の判断を示した上で、控訴人が拡張した請求についても、控訴人らのまちづくりに参加する権利または利益を侵害しないよう、配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えないとして、控訴人の請求はいずれも棄却されており、区側の主張が認められております。その後、控訴人から期限までに上告の提起等の手続がなされなかったため、本年11月7日付で判決が確定したものでございます。

続きまして、環境まちづくり部参考資料1をご覧ください。陳情は同じ趣旨のものが繰り返し出されているものと認識しております。ここで、改めて道路整備計画の考え方と神田警察通りの位置づけについてご説明したほうがよいと思い、説明いたします。

道路整備計画の主な事業といたしましては、電線類地中化の推進、歩道設置・拡幅整備、歩道のセミフラット化、自転車通行環境整備などがございまして、それを図で示しますと、ご覧のように、重複する路線から、優先整備路線、準整備路線としております。

そこで、神田警察通りの位置づけはと言いますと、千代田区自転車利用ガイドラインにおける自転車ネットワークの幹線道路を補完する枝線に該当し、自転車通行環境整備事業の中で優先的に整備すべき路線に当たります。また、平成22年にはモデル路線として自転車レーン社会実験が行われた経緯もございまして、さらに、特定経路、通学路、歩道未整備道路——これは有効幅員が2メートル未満ということがございまして、緊急輸送道路に該当し、自転車通行環境整備事業の中でⅠの優先整備路線に当たり、多くの方々から、狭い歩道を早急に誰もが安全で安心して通行できる歩道にしてほしいとの要望がある路線でございます。

報告は以上でございます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 陳情の5-50につきましては、私のほうから区の見解をお示ししたいと思っております。陳情につきましては、神田警察通り沿道整備推進協議会への参加を求める陳情書となっております。この協議会につきましては、本年12月19日に開催を予定しております。この協議会でございますが、主に神田警察通り周辺まちづくり方針案の検討部会における検討状況の報告、またⅡ期工事の状況について報告を行

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

う予定となっております。

以前、この陳情者の方々に協議会に参加していただいたというのは、協議会の話合いの中で、第Ⅱ期工事の街路樹の取扱いについて、一致点を見いだすことができるのではないかとのことから参加していただきました。しかしながら、協議会では一致点を見ることもなく、その後の地元のお住まいの方々のみの胸襟を開いた話合いについても、議論が紛糾し、平行線だったと聞いているところでございます。また、先ほど基盤整備計画担当課長が報告したような経緯もでございます。こうしたことから、守る会の方々が協議会に参加することについては、あらかじめ現在のメンバーの方の了承を得るなどの配慮が必要だと考えております。このため、守る会の方が今回の協議会に参加することはできないものと考えたところでございます。

以上でございます。

○春山副委員長 それでは、神田警察通りの報告や陳情についての質疑を受けます。

○桜井委員 神田警察通りのⅡ期の工事についての説明を頂きました。陳情審査もちょっと期間が空いてしまったところもあって、改めて確認もしながらお伺いしたいというふうに思いますけども、最初、基盤整備課長のほうから、現状、令和4年1月21日から直近のところまで、工事についての説明がございました。ただ、同じような文章ばかり読まれていて、その間どうだったんだろうなというようなところがいま一つ見えない。

その中で、安全な工事をするために、この安全な工事というのは、作業される方も安全でなければいけないし、またそこを通行する方ですとかも、もちろん安全・安心な道路でなければいけないということになるわけけども、この先ほど説明を頂いたこの間の中で、このどういう、妨害があったということは聞きましたけども、どういう安全な工事をやろうとしていたのか。できたのか、できなかったのか。そこら辺のところは、やろうと思ったけどというのは聞きましたけども、もう少し詳しく聞かせていただきたいと。

○須貝基盤整備計画担当課長 安全な工事と申しますのは、作業帯、工事の作業する範囲のところを作業帯、カラーコーンですとかそういうもので囲って、その中に一般の方が入っていない状況、それでないと工事を進めることができないということで、ここで書かれているものは、その作業帯の中に反対する方たちが入ってきてしまったということで、作業ができなかったということです。そこで、その反対する方たちが現れなかったときですとか、あるいは入ってこなかった場合、そのときは幾つか作業が進んだということではございます。

○桜井委員 これから、今日の話だと、工事の変更内容のご報告もありました。令和7年3月31日まで工事を延ばしたいということで、予算は今後これからなんでしょうけども、こういう形での区としての考え方が出ましたけども、実際この令和7年3月31日まで延ばすということで、見通しはつくんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 通常の工期といえますか、こういう妨害行為がなければ、十分に終わる工程になってございます。

○桜井委員 今回の工事については、けが人が出たりというような、妨害行為からそういうようなことがあったという報告もされています。本来であれば、現地でそういう力づくで阻止をする、または何らかの形で力がかかってしまうような、そういうようなことというのは、極力やはりやめる、避けて安全な工事をしていただくという、そういうことが必

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

要なんだろうと思うんです。

いま一つ、この今日の説明を聞いていても、安全な作業というものが、反対する人がいなければとかいうような話だけじゃなくて、もう少し区として、こういう考え方に基づいてやるんだというようなところは示すことというのはできないんでしょうかね。今この令和7年3月31日まで延ばしても、何かまた同じことの繰り返しのような、そんなふうには私は聞こえてしょうがないんですよ。しょうがない。

区としては、このⅡ期工事については議会で既に議決をされて、執行機関に対して工事を進めてくださいということを議会が執行機関にお伝えし、それに沿った形で執行機関は作業していただいているわけで、反対される方のお気持ちも分からないわけじゃないけど、ただ、早く進めてほしいという方も一方ではいるわけです。その人たちのためにも、この安全なこの歩道、この神田警察通りを一日も早く整備をやはりしていかなきゃいけないということだと、それに尽きるんだと思うんですよ。そのためには、やはり執行機関として、きちっとこういう形で安全に整備をしていきますというところを、もう少し具体的に出すことってできないんですかね。

○印出井環境まちづくり部長 桜井委員からのご指摘でございます。これについては、かつて所管だった企画総務委員会の頃から度々我々のほうで経過をご報告し、この工事の必要性、それから執行機関としては計画内容を変えるという考えにはないということは、ご説明をしてきたところかなというふうに思っております。

反対される方々については、計画内容を変えるということを望んでいるというような状況でございます。また、先ほど一つ、国家賠償のほうは区側の勝訴でもう確定をしましたが、引き続き住民訴訟などにおきましても、そもそも契約自体が無効だというような、こういうご主張をされている中で、我々としてはなかなか、契約のありようについて話し合いをするような、そういう状況にはないというふうに考えてございます。

もとより賛成される方々、これも繰り返し申し上げているので、高齢者、障害者、ベビーカー、様々な方々から、進めてほしいという賛成の声も強いというような状況の中で、計画変更をしないと。しかしながら委員ご指摘のとおり、現状の中ではというようなご指摘だというふうに思っておりますので、我々としては円滑な工事を実施するに当たりまして、工事区域内に居座るとか木に寄り添うとか、そういった行為がないように、今、仮処分の申立てをしているところでございます。今後、その進捗状況によって、工事の円滑化が一つの手法として図れるのではないかなというふうに思っております。もとよりそういった行為がないということを望んでおりますけれども、我々としては、様々な選択肢の中で、残念ながらこういう手法を取らなきゃいけないというような状況でございますので、まずはそういう手法の中で、円滑な工事を行うように努めてまいりたいというふうに考えています。

○桜井委員 区と責任者としての考えをお伺いしました。私としては、やはり議会としてこの件については議決をし、そして一日も早く整備をすべきだということを皆さんにもお伝えしているわけですから、それに沿うような形でぜひやっていただきたいと私は思っています。

それともう一点、5-50——いいんですよ、これ、2本続けて。

○春山副委員長 はい。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○桜井委員 についての神田警察通りの協議会、沿道推進協議会の中で、神田警察通りの街路樹を守る会の方も発言できるようにしてほしいと、メンバーとして参加させていただきたいという陳情書を頂いております。随分、会はやりましたよね。随分報告も頂きました。それで、実際に協議会の方にも来ていただいたりして、そういう現場も傍聴したりもしました。非常にそういう面では、このⅡ期工事についての議会の議決とはまた別に、地域の声というのが、あのときには随分、賛成、反対はありましたけども、それはそれなりに、執行機関の説明の下、きちっと話し合いはできたと思っております。

今後、次に行われる12月19日のときにも、同じような形で意見を言わせる場を設けてほしいという話だけでも、なかなか今までの中で一致点が見られなかったというようなことを考えると、何か新たな全く違ったステージがあるなら別だけでも、なかなかそこところは、今も前段のところでの説明を聞いた限りでは全く変わらない状況。それで、賛成の方もいらっしゃるけども反対の方もいらっしゃるという現状の中では、なかなかこういう議論が、場所を設けてもなかなか話が進まないのかなというふうに感じられるんですけども、先ほどご答弁、説明を事前に頂いております。頂いておりますけども、この今までと同じような形でのこういう話し合いの場を持つということでは、私は駄目だと思うんです。駄目だと思うんです。かといって、どういう形がいいのかというのは、なかなか一致点が見られなかったから、それ以上のものを求めることというのが、今、僕自身、提案することもなかなかできないんですけども、ただ、執行機関として、執行機関としていろんなところの意見をこれからも聞いていきますよと。賛成もあれば反対もあるでしょうと。そここのところについての区の方の考え方というか姿勢は、やはりきちっと聞いておかなければいけない話だと思っているんです。そこら辺はいかがですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、桜井委員がおっしゃったように、我々としても特段反対意見を全く締め出すということは当然考えてございません。当然そういった意見も踏まえながら事業というのは進めなきゃいけないと考えているところでございます。

ただ、この警察通りのⅡ期の工事の内容に関しましては、いろいろ陳情審査もございました。それから守る会との話し合いもございました。それから協議会、それから神田同士の胸襟を開いた話し合い、その中で様々に議論がなされてきた中で、この守る会の方々の主張が一貫して木を残してほしいというところで、我々としては今回の整備では物理的に残すことができないということで、ちょっと検討する余地がないというところで議論は平行線だったのかなというところで、このⅡ期工事の工事内容については、もうちょっと話し合うところというのはできないのかなと思っておりますが、そのほかの例えば警察通り沿道のまちのまちづくりの在り方ですとか、そういったところにつきましては、例えば意見を聞くような機会が何か取れないかということも我々もちょっと考えているところでございまして、今、協議会そのメンバーの在り方についても、今後どうしていくのかということも学識等にアドバイスいただいている。そういった取組をしてございまして、今後こういったメンバーでそういったまちづくりを考えていくのかということについては、区としてもしっかりした考え方を持っていきたいと考えているところでございます。

○桜井委員 はい。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○岩田委員 まず、このまちづくり部資料1について、ちょっとあれなんですけど、この

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

3番の変更に至る経緯のところ、**「工事に反対する者」**というワードがたくさん出ているんですけども、素朴に、この工事に反対している方なんて、どなたもいらっしやらないですよ。ただ、皆さん、工事を進めてほしい。ただ、木を切らずに工事を進めてほしいと言っている方であって、工事には反対していないと思うんですよ。まず、そこ。

で、立入禁止の仮処分というのが、この様々な手法の中でこういう手続を取ったということなんですけども、その様々な手法の中で最も強引なやり方だと私は思います、これ。最も強引ですよ。もう分かっているんですよ。お互いにもうすごい意地になっちゃっている。片や絶対切るぞ。絶対守るぞ。それはもうずっと、がちんこの勝負になっちゃっているんですよ。じゃあ、区が一番最初に木を切ったときから今までで、もうどれぐらいたっていますかね。その間に何本ですかね。

そういうのを考えたら、その間にも話し合いはできたんじゃないのかな。できたはずですよ。先ほど胸襟を開いた話し合い、今までもそういうふうにはずっと言っていました。でも、実際には胸襟を開いた話し合いじゃなかった。工事を早く進めてくれという人たちが何かとなって、すぐ終わっちゃったみたい。すぐというか、何かとなってばかりで、何か中身にはちゃんと入れてなかったみたい。でも、胸襟を開いて話し合いをしましたよと、既成事実ばかりで、ほら、やったじゃないか、やったじゃないか、というふうに強引に進めるのはちょっと。何といっても、1本目を切ってから今までの間、こんなに時間が空いているんだから、話し合う時間はあったんじゃないかなというのがあるんですよ。それをまず、ちょっと答えていただきたい。

あと、この協議会に参加を求めるということに関して、今のメンバーの方にもいろいろ聞いてみなきゃ分からないような感じのことを言っていましたけど、じゃあ、今のメンバーの方優先なんですか。この伐採に関して反対している方も、工事全体を進めてほしいと言っている方も、みんな同じ区民じゃないですか。ただメンバーの構成を、ただ単に一方的に決めるんじゃないかと、両者の意見が反映できるような会議体にしてくれという話だと思うんですよ。そこについてもお答えいただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 前段の指摘に対してのご答弁になりますけれども、工事に反対ということなんですけれども、先ほど桜井委員に対してのご答弁を申し上げましたが、我々の工事の内容においては、街路樹を更新する、何か伐採伐採ということで、木を切るだけとミスリードされていますけれども、樹木を更新するというようなこと、樹木の位置、樹種を変えると。それが工事内容の主たる要素の一つになってございますので、それを含む工事に反対されるということについては、適切な表現なのではないかなというふうに思います。

それからもう一点、話し合うということですが、先ほど両課長がご答弁申し上げたとおり、一旦工事を中止して、4か月中止をしてございます。その間に協議会という開かれた場で2回、かなりの時間をかけて、それから神田にお住まいの同士でと。どなられたというご指摘なんですけれども、今、どなられたという発言は、その発言をした人に真意を確かめたんですかね。前回、私、岩田委員に、相手の、言った人の真意を確かめたのかと指摘されましたけども、それぞれの主張がある中で、どなったということだけをもって評価をするのは、できればお控えを頂きたいと。参加された方々に対しても、この議事録が公になる中で、お控えいただきたいというふうに思っています。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

また、その後、我々が工事に着手した後、先ほども申しあげましたけれども、その後においては、住民監査請求、それから住民訴訟、損害賠償訴訟という中で、そもそもこの工事の契約自体が無効だと、引き続き訴訟の中でご主張されていると。それで、我々が議会答弁等々で説明すると、その部分部分が訴訟の証拠になってしまうと。全体の中ではなくて、文脈ではなくて、一言一言がというような、そういう状況でございます。そういった中で、やはり我々としても、この工事を進めてほしいという方と守る会を中心とした工事に反対される方との話し合い、あるいは区も交えた話し合いということについては、なかなか設定するのは難しかったというような認識でございます。

○岩田委員 メンバーのこと。メンバーのこと。

○大木神田地域まちづくり担当課長 協議会のメンバーにつきましては、先ほどもまちづくりに関わる様々なステークホルダーの意見を聞くという観点から、今メンバーの見直しを検討しているということにつきましては申し上げたところでございます。今どういったメンバーにするかということにつきましては、今、学識などヒアリングを行って、その結果を踏まえ検討していくということで考えております。

既存のメンバーの方々については、当然、沿道にお住まいの町会の方々というところで、我々としては非常に大切な意見を言うていただく人たちかなと思っているところでございます。今、岩田委員がおっしゃった、例えば守る会みたいな方々について、候補にはなり得ると思うんですけども、一方で、実際に今の守る会のこの活動のことですとか、先ほどいろいろ工事に関していろんな行為があったりということについて、今、委員の方で結構、ちょっと話し合うことはできないんじゃないかですとか、あとはちょっと怖いというようなことおっしゃっている方もいらっしゃるしまして、そういった状況の中、ちょっとそういった直接の話し合いができるのかということに、そういったこともちょっと踏まえなきゃいけないのかなと思っております、そういったいろんな観点を踏まえて、ちょっとメンバーをどうするかということは決めていきたいと考えております。

○春山副委員長 すみません。傍聴人の方々、委員会運営に影響を及ぼしますので、傍聴人は議事についての可否を表現することはおやめください。

岩田委員。

○岩田委員 その最後の答弁で、ちょっと怖いと。メンバーの中に入れるのは云々みたいな話ですけど、怖いのはお互いさまだと思いますよ、それは。（発言する者あり）

○春山副委員長 お静かにお願いします。

○岩田委員 いいですか。あと、裁判で一言一言が証拠になるというようなお話もありました。でも正しいことを言っているんだったら、別に問題ないじゃないですか。それが何かまずいようなことをしゃべるから問題になるんであって、正しいことを言っているんだたら全然問題ないと思いますよ。

あと、どなられた真意をと言うんですけど、私、じゃあ、発言した人の真意をと言ったら、じゃあ、その本人に確かめましたか。確かめなかったですよ。ただそのまま流しましたよね。ただ、この胸襟を開いた話し合いというのについては、どなったという事実は間違いないですよ。

で、先ほど、木の更新という言い方をしましたけど、でも伐採ですよ。言葉を何かきれいにしていますけど、結局は伐採なんですよ。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

そういうのも、さっきの、もうまたさっきのことを言いますけど、もう随分たっているわけですよ。もう1年以上、切られてからね。その間に話ができたじゃないですかと。だからこれはもうずっとこのまま、お互いにずっとずっとこのまま続いたら、また、何だ、1人1日8万円の警備員とか、五百何十万の弁護士費用とか、どんどんどんどんお金を使っていくじゃないですか。だからほんと急がば回れで、もうこのままどんどんどんどん強引にやるといふんじゃなくて、本当にちゃんとした話合いをするべきなんじゃないかなと思うんですよ。

でも、行政としては言うでしょう。これは議決も終わっているし、もうこれはこのまま進めるよと。分かるんですけどね。でもまたずっとずっとこのままの調子で進んだら、お互いに不幸だと思うんですよ、本当に。なのでそこはちょっと考えていただきたい。

○春山副委員長 岩田委員、繰り返しのご答弁になると思うので。

○岩田委員 いや、もう一回聞きたいです。

○春山副委員長 はい。

環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどるる申し上げましたけれども、要はこの道路整備工事に至るプロセス、議会における議決が無効、契約が無効と、そういうご主張を裁判でされていると。そういう前提の中で、我々としてはなかなか対話するのが難しい。それが一番のポイントになっているかなというふうに思います。

それから、やはり事務局なり、説明するなり、あるいは意見交換するなりの中で、どうしてもやっぱり言葉の部分でございますので、なかなか今後の裁判に影響するようなことについては、言葉の節々の中で切り取られることによって不利益になるようなことも、当然流れの中でしゃべってしまうと。そういうようなおそれがある中で、我々としても非常に話しづらいというようなことを述べたところでございます。もちろん正しいことを根拠をもって言うということは基本でございますけれども、場面場面では、例え話等のことについてもそういうような言及になってしまうことは、これはございますので、その辺はぜひ、申し訳ないですけど、ご理解を願いたいというふうに思います。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 皆さんの質疑を踏まえて伺いますけれども、まずメンバーの見直しをするということを答弁されてから、どのぐらいたっているでしょうね。大分、1年では済まないぐらいの期間がたっていると思うんですね。そこはしっかりと、ちょっと履歴を振り返って答弁をしていただきたい。

それから、やっぱり行政の仕事って、やっぱり調整、常に調整、対話。私たち議会にも責任の半分があると思いますけれども、調整を行えない。対話を行えない。そのゼロか100かではなくて、このケースに関しては、近隣住民を結果的に置き去りにして、何とか、リーダー的なというふうに行政が認定した人だけを窓口にしてきたという現実があります。

その中で、もう議決に賛成した人も、賛成をするに当たって、約束されたことや質疑で答えられたことがもう遥かに異なっているということ、裁判所に対して意見書を出していますね。工事は、みんな道路工事は進めてもらいたい。だけれども、街路樹に関して、当初32本、今はもう6本ぐらい切ったんでしょうかね。明大通りのように調整をすれば、

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

今、明大通りはにこにこです。もしかしたら商店街だってできるかもしれない。駅のほうを見れば桜が一応植わっている。駿河台下の交差点のほうを見ればプラタナスが青々と育っている。これが話合いの結果なんです。でも、今の体制になったらそうならなかった。

これはやはり、もちろん私のほうも、反対すりゃいいというものじゃない。対話の糸口をつくっていないことについては、25分の1として大いに反省するし、申し訳ないと思いますけれども、でもやっぱり行政のバイアスが、非常にまちを、対立しなくてもいいものを対立に持ち込んでいるということについて、反省を含めて弁を述べていただきたい。
○印出井環境まちづくり部長 明大通りがにこにこなのかどうか、様々なご意見が評価としてはあるのかなというふうに思っています。

それから、先ほど申し上げたとおり、我々としても、今回、仮処分というような形の手法を取らざるを得ないということになったところでございますけれども、先ほどご紹介申し上げた確定判決、国家賠償の確定判決の中でも、先ほど課長が申し上げましたけれども、まちづくりに参加する権利利益について、職務上の義務違反はないというような、リーガルな面でもそういう判決を頂いておるところでございます。そういった努力を積み上げてきながらも、やっぱり反対される方が引き続きおられると。

それから、反対の手法として樹木に抱きつくという、我々としては、それをやられたら、先ほど桜井委員からありましたけれども、安全に工事することができないというような中で、対話をしたくても、そもそも、繰り返しになりますけれども、この契約の議決、あるいは契約に至るプロセス、協議会の運営等も含めて、違法であり無効であるというような立場にあられると、引き続きすると、我々としてはそのところを、そうではないですよねというような形である程度ご説明をさせていただくような状況にでもならなければ、なかなか対応する糸口というのは、こちら側から言わせていただくと、ないのかなというふうに思っておりますので、その辺りについてはぜひご理解を賜りたいと思います。

○小枝委員 答弁漏れ。メンバー、多様性の。うん。どのぐらいの前に。

○春山副委員長 メンバーの多様性ということですか。

○小枝委員 うん、そうそうそう。答えてどのぐらいだったの。

○春山副委員長 協議会のメンバーの多様性について、執行機関のほう、ご答弁いただけますでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 この件に関しましては、環境・まちづくり特別委員会でもいろいろ議論があった中、また企画総務の中でも、ちょっと時期までは覚えておりませんが、もう1年以上前に、協議会のメンバーは検討しますといったようなことは発言はさせていただいたというのは事実でございます。

これまでやはり神田警察通り、今度19日にある神田警察通り周辺まちづくり方針、これに関しましては、協議会というよりも部会でたたいていて、それを今度部会でまとめたやつを19日の協議会に諮るといったようなことで、そこをもう少しお時間を頂いたといったようなところなんです。

一方、工事に関しましては、ご存じのように、いろいろと今まだまだ工事が進んでいないという状況ですので、なかなか次のⅢ期、Ⅳ期だとか、そこら辺の工事の状況に関して協議会で諮れるような状況ではないといったようなところで、この期間、1年以上ですね、協議会を開いていなかったといったようなところが事実でございます。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 1年以上、恐らく2年以上たっていると思いますね。メンバーの多様性、住民側も全員男性、行政側も全員男性、そういうふうな状況で、一方の性だけでこれを決めてきた。性別の問題だけじゃない、それに象徴されるほど画一的な。これを早く多様な方々に開いてもらいたいというのは地域の切なる願いですので、それをここまで議論があって、なおかつ同じ状態でやるというのは、さらに状況を悪くしてしまうので、そこは行政が決めるのではなくて、開かれた場で、オブザーバーでも参加を入れて議論をするという知恵が、まず必要ではないかなというふうには、普通に、大人として思います。それは、まだ開かれていないわけだから、開かれた中でぜひ協議をして、行政としては多様なメンバーでの協議、対話の場をつくりたい。そこを引き続きやるんだということを提起できませんか。

○加島まちづくり担当部長 ちょっとしつこいのかもかもしれませんが、19日に関しては、神田警察通り周辺まちづくり方針、これの確定といったところを考えていると。Ⅱ期工事に関しましては、今の状況の説明といったところなので、その後のⅢ期、Ⅳ期というようなところを協議する場ではございませんので、今、小枝委員が言われたように、それ以降のものに関しては、我々もどういったメンバーがいいのかとかということは今後も検討して、かなり住民の方々も若い方を中心に入ってきていらっしゃる地域だというふうに我々も認識していますので、今まで大変知識もある、お世話になっている町会長さんもちろんいらっしゃいますし、そういった中で、今、多様性ということを言われていますので、そういったところを検討して、次のステップに進んでいきたいというふうに考えているのは、小枝委員と同じ考え方かなというふうに思っております。

○小枝委員 そこは学識の先生方もいらっしゃるわけですよ。こういったまちづくり、それから道づくり、ともにエリアマネジメントをやっていきたいという立場の先生方も含めて、この場をどういうふうにしていったらいいかということは、行政がそこをブロックしないで、やっぱりその中で、当然、先生方は開かれた運営をしていきたいとお考えだと思うんですよ。開かれた運営の中には幾つかのやり方があると思いますので、そこは投げかけて、やはり排除しないというやり方をしていけないと、同じことを何度も何度もやるということになっちゃうので、そこはぜひ先生方に投げかけをしていただいて、開かれた場での協議をお願いしたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 それ以降の協議会に関しましては……

○小枝委員 そうじゃない。今やらないと駄目。

○加島まちづくり担当部長 いや、Ⅱ期に関しまして、協議会で工事に関する協議をするつもりは我々はないです。その先のステップとして、今言われたようなことに関しましては、今、区ではまちづくりプラットフォームの在り方検討も検討しておりますので、そういった中で取扱いについて検討していくという形で取ってきたいというふうな考え方を持っております。

○小枝委員 それはすごくまずい、今までやってきたまずいやり方をさらに固めるやり方になると思います。恐らく私も傍聴に行きますけれども、皆さんも行かれるでしょう。その場の中で、まちづくりや道路のことにお骨折りいただいている先生方も含めた、やはり場の在り方についての議論をしっかりもうしていただきたい。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ただ、かたくなに、今もう行政は決してもう入れないぞという思いで来ちゃっているなと。いつもそうなんです。これを本当に繰り返して時間が過ぎてしまうのがもったいない。ちょっとそこについては、私の考えとしては、これ以上最悪の事態を避けるためにご一考すべきであると。しないともっとまずいことになるぞというふうなこと、取りあえずここは平行線になると取りあえずご指摘を申し上げて、ちょっと印出井さんのほうに戻りますね。

この状況について、工事請負契約における設計変更のガイドラインの地元調整等のトラブル、これが発生した場合は一時中止すべき事項となっていると。このことについて幾つかやり取りされているわけですが、改めてどう、これだけの状況であれば、一旦止めてその調整の場を回すというのが行政のガイドラインではないかと。行政がつくったガイドラインなのだから、行政はそれに従う義務があるのではないかとというふうに思いますけれども、改めていかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも何度もお話ししていますが、契約変更ガイドラインの目的は、設計変更を行う際の発注者及び請負者双方の留意点や、設計変更を行う事例など基本となる考え方を示し、必要な設計変更を適切に行い、契約変更の透明性の向上、公共工事の品質の確保を図ることであり、請負者の責によらないトラブルが生じたため工事を一時中止した場合は、それは一つの事例として挙げられたものにすぎませんので、それが義務を負うというものとは認識してございません。

○小枝委員 そういうふうに答弁をここでされますね。先ほど言われた仮処分にも、確かに住民がイチョウに寄り添うと工事ができないというふうに書いてあります。ですが、一方で別の場においては、なぜガイドラインのこの約款19号1項を使わないのかという問いに対して区が答えているのは、本件工事はあくまで本件工事区間の道路整備を目的とする工事であって、本件街路樹を伐採するための工事ではない。それゆえ本件街路樹を伐採できないという一事をもって本件工事を施工できないと認めることは困難である。つまり、住民がいたからといって工事ができないことはないので、ガイドラインを適用しないというふうに言っているんです。

これ、住民がいるから工事ができないと言っている主張と、住民がいても工事はできるからガイドラインを適用しないと言っている主張と、場において説明が、つまり委員会において言っていることと全然違うことを言って、しかも同じ主語で区が答えているのに、全く違うことを言っている。これが議決に至るまでの経過と同じなんです。ああ言えばBという、ああ言えばCという。全部違うんですよ。これはどっちが本当なんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今おっしゃられたことは、今行っている仮処分の手続の中で、債務者の方が答弁として、答弁書としてお話ししているものでございます。ちょっと内容についてあまりここでは言えない部分もございますが、区としては、伐採が一つの工事じゃなくて、これは全体工事の中での一つの伐採と考えてございます。

○小枝委員 端的に答えてください。道路工事が、本当に道路工事ができないというほうが本当なのか。どっちが本当なんですか。できると言っているんですよ。できるからガイドラインを適用しないと。ここに裁判官はいないけど、裁判官がいるところでそういうふう言っているんですよ。どっちが本当なんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路工事の中に街路樹の伐採があるということでございま

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

す。

○小枝委員 端的に。道路工事ができるのか、できないのか。端的に教えてください。住民がいることによって、できるのか、できないのか。どちらなのか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほども経緯の中でご報告したかと思うんですけども、街路樹に手を入れなくてもできる行為があります。そういうところについては、住民の方がいてもできるような状況になってございます。（発言する者あり）えっ。（「範囲の中」と呼ぶ者あり）あ、その範囲の中ですね。範囲の中に入っていないかということでございますので、そういったことを捉えてそういうような表現をしているのかなというふうに思っております。

ただ、今のお話は、まさに仮処分における今後の申立てに関わることでございますので、ちょっとこれ以上のご答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○春山副委員長 お静かにお願いします。

小枝委員。

○小枝委員 二つの訴訟案件について、区が全く相反する、つまりここで答弁していることと違う、ガイドラインを適用しないのは、最初はそうした木を守りたい人たちが言うことには答えないといい、そして今度は区内全域から出たものに対しても、それもガイドラインの適用は考えないといい、そして今度はいろいろな訴訟の場においては、そうした住民がいても工事ができるからガイドラインを適用しないといい、そしてほかの仮処分においては、この人たちがいるとできないとって住民を訴えるという、そういうやり方に出た。

そして今日の答弁では、メモしなかったけれども、何ですか、これは一つの例示だから、適用するかしないかは自分たちにフリーハンドがあるぐらいのことをおっしゃったんでしょうね。そういうもう、ある場面場面でそういうことをやってきたことがこの事態を招いているということは指摘をしておきます。答弁してもまた繰り返しになりますからね。そういうことがこの非常に苦しい事態を招いている。

それと、住民の個人情報、行政が住民のほうに、あっちに行つては悪口、こっちに行つては悪口と、非常に、本人には情報開示しないのに、外に向かつては、何かあの人はこれをやって、行政しか知り得ない情報を、ますます住民側を分断するようなやり方をしている。ここは確かに岩田さんが言うように、何ですか、意地になっているというふうに言われたけれども、私も考えなくちゃいけないとは思っています。

だけれども、とにかく今の事態を善処するためには、どうかゼロか100かでないやり方を、明大通りのようなやり方を、そういう、探ろうとしないと、やっぱり住民はますますいい道を造ることや、いいまちをつくるということと、どんどん遠ざかっているという状況は、税金を使って仕事をしているのに、全く不本意だろうというふうに思うんですね。私も不本意なんです。

なので、この次の協議会において、しっかりとここで、何というか、みんなが傍聴する場で会議が、踊るじゃない、回るじゃない、そういうふうになるんじゃないで、ちゃんと共に、大人のやることですから、この事態を改善するためのせつかくの今年最後のテーブルと捉えてやるのが、大人の判断じゃないかというふうに思います。もうどっちが悪いとか、こっちが駄目だとか、そういう話じゃなくて、区民を幸せにするために行政はあって、

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

区民を幸せにするために政治はあるわけだから、そのために今何をすることが最善かということを経いっばいやっぱり考えて、この次の協議会のテーブルを設定する。もしかしたらもう本当にラストチャンスかもしれないので、真剣に考えて、お互いにこれ以上区民を犠牲にしないように頑張れないものですかね。

○春山副委員長 環境まちづくり部長、対話と協議会について、また同じご答弁になると思うんですけども。

○印出井環境まちづくり部長 そうですね。ちょっと同趣旨の答弁になるかと思うんですけど、前段の設計変更ガイドライン……

○小枝委員 委員長、繰り返しの答弁は認めないで欲しいんです。

○印出井環境まちづくり部長 いや、あのですね、設計中止ガイドラインじゃなくて、設計変更ガイドラインですので、工事を中止した後に設計変更が予定されているというところになります。ですので、今回の件については、経緯は繰り返しですが、適正な手続きを経て、予算、契約が議決され、区として執行される業務が、暴力的な妨害行為を含むことによって、当初予期できなかった、それがやむを得ない状況だということで、設計変更を余儀なくされるということがあれば、道路整備においてだけではなくて、繰り返しになりますが、区政全般においても、そういった行為で様々な計画を変更せざるを得ないということになると、非常に大きな影響を及ぼすものというふうに認識しているというところでございます。

また、協議の場の設定は、先ほどまちづくり担当部長、それからまちづくり担当、神田地域の担当課長がお答えしたとおりというふうに、部の責任者としてもそういう認識をしております。

○小枝委員 状況は、時もどんどんたち、事態はどんどん変わってくるわけですから、同じ答弁の繰り返しというのはいらないでいただきたい。まして、これほどの事態に立ち至ったことはないわけで、よわい80にもなろうかという方から、もっと若い方もいるんでしょうけれども、こうした、誰がそんなことを望んで木を守るというような行いをするかということを普通に考えれば、これはやはり追い込んでしまったことなんですよ。追い込んでしまったこと。あれだけ議会から、説明会をやってくれ、住民と対話してくれというふうに言って、だから賛成の議決をした人までが、裁判所に対して、これは裏切られたというか、そうではないという意見書を出しているわけです。つまりもう議決の根本が、この総務省出身の弁護士からも非常に、過去にある悪質な事例というものは議決無効が認められているという例示つきで、非常にこの千代田区の状況に注目が来てしまっている。

だけれども、私たちは裁判で勝つか負けるかということよりも、やっぱり今ここで対話ができるのか、調整ができるのか、お互いに譲り合うことができるのか。ゼロか100かじゃなくて、60と50とか、あ、40か。とか30と70とか、そういうふうな話をするのも環境まちづくり部長の仕事なはずなんですよ。やりたいことだけ、好きなところだけやるんでは、やっぱり駄目なんですよ。行政は等しく住民の、町会長も近所に住んでいるご家族も、みんな対等、平等な住民なわけだから、あちらの言うことは聞くけどこちらの言うことは聞かないということではなくて、両方の言うことを聞きながら、じゃあ、共通項は何なんだ。これは岩田さんも言ったように、工事を進めるということはみんな共通項なわけだから、じゃあどこまでお互い譲れるのか、その労を取っていただければ、きっ

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

と結論が見いだせると私は思うんですね。そのようにして私たちは見いだしてきたし、議決したものを調整してきたし、それができないような千代田区であれば、もう本当に日本中の笑い者になってしまうと思うので、調整をしていただきたい。繰り返しの答弁じゃない答弁をお願いしたい。

○印出井環境まちづくり部長 我々としては、議決に至るプロセスの中で様々な参加手法を取りながらと。それについては先ほど申し上げたとおり、国賠訴訟の中でも、まちづくりに参加する権利利益を侵害しないように配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えないと。これは確定した一つのリーガルの判断だというふうに理解していますけれども、そういったことに取り組んできたというふうに認識しております。

その上で、今後ということについては、ここは申し訳ございません、繰り返しの答弁になりますけれども、引き続き、一部のそういった学者の先生がおっしゃっているのかもしれませんが、区議会の予算や契約のご審議、反対意見もありました、もちろん厳しい反対意見もありましたけれども、ご議決を頂いたことが違法であり無効であるということとを前提にされている中で、我々としてはなかなか今後ご指摘のあった調整をするのは難しい。一方で賛成される方がいらっしゃる中で、どうやって進めていったらいいかということについて、今般の仮処分も含めて、法的な手法も含めて進めていくという考えでございます。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 ちょっと戻ってしまって、資料1からです。ずっと会っていた方にも熱くならないように言われたんで、努めて冷静に聞きますけれども、3番からなんですね。とうとうと、桜井委員も言われたように、説明はしていても、中身が正直言って、うーん、どうなんだろうという形なんで、それぞれ、4月25日は工事日が何時で工事費が幾らかかったんだとかというのを言っていただかないと、予算、工事費を変更するんだよと言っていても、幾らかかったか分からないし、何時から何時にやったか、従事された職員の方は何時かも分からないで、今年頑張りましたと。で、延長してくださいと言われても、これはやっぱり、お昼に随分、強い口調で言うなと言われてたんで優しく言いますけども、やっぱりちょっと粗過ぎるんじゃないかなと思うんですけれども。それぞれ3番の契約変更に至る経緯のところで、もう少し詳細に説明をしていただけませんか。できれば資料がありがたいんですが。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺の、今ここにはちょっとその資料はございませんが、これが契約変更の内容に係るものとなったときに、この場で審議されるのかどうかちょっと分かりませんが、その資料、内容についてはこれから精査して作っていくということでございます。

○林委員 努めて、大先輩に聞いたんで、冷静にいきますけれども、それではこの4月25日の工事とか、個々個別の工事の時間と金額というのは分からないまま、陳情審査もあるし議案の審査もやるような形なんですけど、僕は多分、説明している説明しているといっても、多分こういう詳細な事実の積み重ねがないのに、私たちはいいことをやっているんですよとか、きれいな説明をしているんですよとどんなに言っても、なかなか通じないと思うんですよ。かかった金額はかかった金額でしっかり出していただいたほうがいいんじゃないかと。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

職員の方も夜中、僕よりもはるかに若い方が出勤して、いろいろお仕事に従事されているわけですね。こういった事実経過をしっかりと確認をした上で次のステップに行かないと、やっぱりうまくいかないのではないのかなと思うんですけども、その辺のご認識も含めて、今ないと言われたら、何でないのかも含めてお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 本日、ほんと大変申し訳ないんですけども、情報提供という段階でご説明させていただきました。当然この内容について、中身、その一日一日の作業内容ということは、記録というか、当然ございます。その金額についても今収集しているところでございます。

○春山副委員長 林委員、資料をご準備いただくということでよろしいですか。

○林委員 いや、これ、陳情というのが、8月21日に提出していただいているんです。もう一個は11月30日で。その前からずっと、契約変更に至ることですから、重大な僕は事案だと思いますよ。

私が住んでいるところとか、少し離れているんですが、たまたま学校の30周年記念行事がたくさん神田だったり、行っているときによく通りましたよ。あ、ここなんだと。イチョウと違う木になっている境はここなんだとかと、まざまざと確認しましたがけれども、どうしてこんなにこじれてしまっているのかなというところを解きほぐすには、きっちりとした金額と説明等々がないと、やっぱり協議会のメンバー云々と言われたって、僕はそれ以前の話になってくるのかなと。まさしく皆さんの姿勢ですよ。

僕らが、契約、3億7,800万以上のものになるんですよ。そのときに、今年かかった金額も工事の時間もどれだけの職員の方も分からないで、工期延長の賛成のボタンを押させるというのは、ちょっと、冷静になって言いますけれども、かなり粗いやり方なんではないのかなと思うんですけども、もう一度、そういう議案を出すときにやるんですかね。私は前の段階で、こんな契約延長の議案を出しますよといったときには、少なくとも今まで、今日まで、昨日まで起きた時系列のものを金額等々も含めて詳細に言っていたいて、だから契約変更なんですという手順を取らないと、ちょっと粗いのかな。それとも私自身の聞き方がずっと悪かったのかなと反省もしながらね。改めて、どうですか。

○印出井環境まちづくり部長 林委員のご指摘、今回のこの工事の状況についての説明内容ということで、予算の執行状況なり職員の対応状況なりというところについてのご説明ということについては、ご指摘を受け止めさせていただきます。

あと積算等については、前払い金等による出来高の部分がございます。工事については、様々詳細に個々具体的な工事に係る人件費の積み上げの要素だけではなくて、どれだけ工事が進捗したのかというようなところもございます。そういう意味で言うと、なかなかこれは進捗していないところで、そこの出来高と工事予算執行の差分がもう顕著で、取り返せないというような状況になってきておりますので、その辺の経費の出し方をどういうふうにしたらいいのかということについて、我々としても検討させていただきたいと思えます。

ただ、いずれにしても、契約変更の議案は所管が企画総務委員会になるといった中で、実質的には、この環境まちづくり委員会の中でいろいろ様々ご審議いただく、報告させていただいてご意見を頂いて、それを契約議案の説明に生かしていくということになるかなというふうに思っておりますので、今日のご指摘を踏まえて、この契約変更に至る経緯

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

について、どのような資料で整えていくかについても、ちょっと今後引き続きご相談させていただきながら丁寧に取り扱っていきたいというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○林委員 お金のお話で、おっしゃるとおり所管は別ですので、全く同じような金額を企画総務委員会のほうでやったら、じゃあ、こちらの常任委員会は何を調査したんですかという話で、不作為に当たらないようにしっかりと確認をしていかなきゃいけないと思っています。

ちなみに、じゃあ3番で、多分課長が言うと成果になるんでしょうし、陳情者にすると大変な、痛いという話なんです。この資料1の3番の2)から9)までで、どこの工事で木を切ったというのを、本数も含めて、それも何時頃というのは今の時点で分かりますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず4月26日ですが、この日は2本の伐採ができました。それから時間は深夜になります。それから、これは妨害のあった日なので、この中で申し上げますと、あとは7)番の11月28日、ここで1本伐採をしております。これは夜8時、9時ぐらいですかね。ここで書いてあるところはそういうこと。

○林委員 要は、夜の工事なんですよ。夜はお金がかかると思うんですよ、やっぱり。電灯と——いいですか、聞いて。いやいや、何か話すんだったら、どうぞ。結局お金がかかっていて、前、決算のときも僕じゃない人が言った警備費とかのお金というのは、どこからなっているんですかね。工事の委託費に入っているんですか、それともどこか流用してやったの。もう一つが、仮処分の裁判代というのはどこの経費から出ているのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず警備費ですが、この自転車通行環境整備事業と同じところの委託料ということでございます。

それから、仮処分の申立てというか、その補助業務ですね、弁護士との契約。こちらについては、道路公園課新設改良費委託料をもって委託契約してございます。

○林委員 こども聞き方が悪いんでしょうかね。仮処分のほうでしたら、委託費のほうの積算に入っていたんですか、当初予算のときの。それとも積算に入ってなくて、年度途中で仮処分の裁判を起こそうとって、課内で予算の項目をずらしたのか等々の、お話を聞いたらやっぱり答えてもらいたいんですよ。聞かなきゃ答えられないというよりも、お預かりした税金で、僕らも一応予算、僕は賛成していますけれども、こういう使い道なんですよということになっているわけですよ。詳細までどこまで深掘りしたかは別として。

ただ、それが、目的使用が変わったものを、いやあ、それをご議決いただいた予算ですから仮処分の裁判をしましたよと言われるんだったら、その予算の使い方を、当初の積算からずれた段階で確認なり何らかをしないと、僕らもいい恥になってしまうんですよ。あんまり表現がよくないな。恥ずかしいこと、調査をしなさ過ぎた、仕事をしなかったことになっちゃうんですよ。そこはお互い信頼関係があればいいんでしょうけれども、なかなか聞かなきゃ答えられないような状況ですと、これはじゃあ何費が何で仮処分の裁判になったんですかね。

今後この契約変更のときも、この仮処分の裁判費というのは継続して使うことになるのかとか、見込みですよ、一体いつから訴訟をかけて、どれぐらいかかるのかとか、そういうのをやっぱりきちんと、税金を使って仕事しているわけですし、かかっていなくても

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

職員の方が貴重な労働の中の時間を使っているわけですから、やっぱり説明をしていただいたほうが、僕は陳情審査ですとかこの工事の件については、遠回りのようだけど正確に信頼の階段を上っていきけるんだと思って確認しているんですけどね。そうじゃないんだったら、そうじゃありませんと、訴訟につきお答えできませんという答えでもいいですけども、どうなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり当初予算にはございませんでした。それで、これは流用をさせていただいたものでございますが、仮処分の手続のほう、それは、新設改良費のバリアフリー歩行空間の整備から、自転車通行環境整備の委託料へ流用したということでございます。

○春山副委員長 警備費について。

○林委員 そうです。いつ判断したかとか、やっぱり聞かなきゃ答えないよりも、ちゃんと答えたいほうがいいと思いますよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 警備費については、この前もお話をたしかしたと思うんですけど、自転車通行環境整備の委託料をそのまま使っております。

○春山副委員長 時期についても、お答えできますか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 仮処分のほうの流用は、10月13日に決定してございます。

○林委員 これ、また所管がどこになるかの話になりますけど、要は、今までは、住民の方が千代田区に対して住民訴訟ですとかで訴えていたと。ところが、仮処分は千代田区が住民の人を訴える、かなり大きな12月の議会でもやり取りがあった重たい話なんですけれども、この意思決定というのは、どうなっていたんですか。金額も含めて、仮処分の見直し。

要は、起案と予算の執行と、これ、やっぱり説明しないと、当初予算に入っていない項目でしたら、きちっと、多分、常任委員会のところでもやるべき事案だと思うんですよね。終わった後、決算でやっちゃいましたってやったって、もう裁判の仮処分が終わっていたら、後の話なんで、やっぱり、そこは、何なんだろう、クローズしたほうがうまくいくとお思いでしたら、どうぞ、クローズしてやればいいでしょうし、幅広くに信頼関係というのは、僕は、ある程度のお話をこうやって来ましたというのを積み重ねていかないと、かたくなに信用されていないでしょうから、両方から、双方からね。信頼関係の欠如になっているから、仮処分申請になったんでしょうから、ここを解く糸口というのは、裁判所がこう言いましたからとなってしまうと、きっと、裁判費用の流用について、住民訴訟なんて本末転倒というか、本来と全く違う次元にまた争いがエスカレートしていくのはいいことではないと思っていますんで、やっぱり言っていただきたいんですよね。さらっと、それも口頭ですよ、これ、事案の資料1には記載していない状況でやるというのは、どうなのかな。

○印出井環境まちづくり部長 仮処分の申立てについては、自治法上の訴えの提起には当たらないという中で、我々が、区、公の法人として、道路を所有し、管理している権利の保全を申し立てるというところでございます。これについては、先ほど桜井委員からお話があったとおり、今後、円滑に工事を進めていく手法の中で、こういった仮処分の申立てというような選択肢を選んだという状況でございます。そして、その仮処分のプロセスに

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

については、やはり反対されている方々と、別途、訴訟がある中で、なかなか事前にこういった取組をすることについて、議会と情報共有ができなかったというところについては、我々としても、その進め方については、争訟調整事項でございますので、そういった形になったということは大変申し訳なく思っておりますけれども、その辺はご理解を頂きたいと思っております。

ただ、今後、この仮処分については、先ほど申し上げました流用の経緯とか、今般実施するに当たって、やはり工事を進めるに当たって、どうしてもこの選択肢しかなかったということについてのご説明というのは、引き続きさせていただきたいというふうに思っています。

○林委員 地方自治法上の流用というのは違法じゃないレベルなんでしょう、きっと。ただ、意思決定に至る過程というのぐらひは、お話しされたほうが僕はいいんじゃないのかなと。どうして仮処分の訴訟にしなければいけなかったのかというのは、ご理解していただきたいというよりも、僕は、こういう場で、こんな会議があって、偉い人からこう言われて、こうやりました、仮処分でしたというのを、一番大事なのは、誰の起案でという話になってくると思うんですけども、ここは、言っちゃまずいんですかね。いや、言いたくないんだしたら、言えないんでしょうし、しかるべき対応を取らなくちゃいけないんですけども、やっぱり一つ一つ確認作業をしていったほうが、僕はスムーズに今後もいくんではないのかなと。後日、資料にして出していただくんだしたら、そうなんでしょうけど、まあ、概略ぐらひは言っていたかかないと、陳情審査も日にちが切れているのもありますから。

どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、流用につきましては、政策経営部までの合議で流用しております。その後、仮処分の申立てについてということで、甲決裁、区長までの決裁で、これも同じく10月13日ということでございます。その後、契約の手続について依頼をしたというところでございます。

○林委員 13日だと、あの例の近々の日ですよ。随分たくさん区長決裁があったんでしょうけれども、やっぱり、ここで、後日、改めてですが、やっぱり起案した日、決裁を受けた日はそうなんですけど、事前調整されているわけでしょう。で、訴訟というのは、重大な自治体、地方公共団体の意思決定が必要ですから、訴えてやるって、なかなか個人の民事はいけるけど、千代田区として住民を訴えるというのはやっぱり重たい判断ですから、ここはしっかりと説明というのは、これが、やってしまった、事前か、事後かという、できれば事前のほうがいいでしょうけど、やっちゃったんですから、事後、ここはやっておくべきなのかなと思っております。事後、次回以降で、これ、陳情者には申し訳ないけど、今日のところは難しそうな感じもします。

次もいいですかね。

○春山副委員長 はい。

○林委員 資料の参考資料についてです。ここは、何でこうなっちゃうのかなというのは、何となく、この資料で、僕、よく分かったんですよ、地域の方たちと。僕が思っているのは、千代田区の道路の中で、どうして神田警察通りを自転車道に必然性があるのかとか、イチョウの木というのは千代田区内に何本あって、バリアフリー歩行空間のときに何本の

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

木が幅が取れない、狭くなっているのかとか、大きな区の道路行政としての、広域行政としての必然性が欲しかったんですよ。それで、この資料は、神田警察通りをやらなくちゃいけないって、まあ、子どもに例えると、欲しいものは欲しいんだと言っているようなもので、必要だから必要なんだと言っているんで、どこを見れば、優先整備道路で、この神田警察通りが最もやらなくちゃいけない道路に該当するののかというのがいま見ええないとか、まあ、見ええないんですよ。神田警察通りの必然性が分かって、道路行政全体として優先してやらなくちゃいけないところ、ここを位置づけないと、先に進めないんじゃないんですかねと。理解ももらえないんじゃないんですかねという話を、やり取りをやっていたつもりだったんですけど、これを見て、どうなんだろう。

一個一個聞くのも時間がかかってしまうんですけど、電線類の地中化の推進、これ、一応、前までの目標で、区道を全部やると言っていたけど、優先と準優先道路が何キロで、どの路線なんですとか、歩道設置・拡幅もやらなくちゃいけないところは、どことどことこの通りなんですとか、セミフラット化も含めて。自転車通行環境整備って、当初は、これは、モデルとしても、モデルロードでやったけれども、今現在、本当にここで必要か否かも含めて、どこだったら、一番、快適空間なんだろうも含めて、全区の道路の中で、神田警察通りというのは、こんな特殊化があるんですよというのを分かるような形で、だから、工事を進めなくちゃいけないんですとかというのが、皆さんのお話になってくると思うんですよ。予算の議決のときは、どんどんどんどんいろんな道路を造っていきます、きれいにしていきます、バリア歩行空間にします、それはいいことじゃないかと。バリアフリーで反対する人はいないですし、セミフラットでもいないし、逆に、もっとうちの近所をやってくださいよとか、通学路、ここ、危ないんだからというのはいっぱいあると思うんですけども、通学の子もたちは、この神田警察通りでどれぐらいいるのかとか、やっぱりそういうものを出していただいて、だから、今、裁判まで起こしてやらなくちゃいけない道路なんですというのは、言わなくちゃいけないんじゃないのかなと思うんです。

これを見ても、なかなか神田警察って、すごいんですよ——あ、警察通り。モデル路線ですごいんですよ。いや、すごいのは分かったけど、じゃあ、千代田区全体として、優先すべき道路に値するか否かって、ここが大事なところになってくるのかなと思って言ったんだけど、全然意図が伝わらないので、言葉の表現力、私の表現力不足なのかどうなのか分からないんですけども、改めて、どういう位置づけなのか、この資料の。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど課長がご説明したところなんですけれども、ちょっと十分説明ができていなかったのかなということで、私が補足させていただきますが、神田警察通りは、一番下にございますが、バリアフリー法上の特定経路に当たっている。これは、周辺に公共施設等があると。それが一番上のベン図の丸ですね。それが通学路に指定されている、左下ですね。それから、歩道が未整備、2メートル未満と。それが三つ重なるところが、まず、一般的な基準の中で、ローマ数字のⅠということで、優先整備路線になります。神田警察通りは、このⅠになるということでございます。そこから先が、多分、林委員のご指摘だと思うんですけども、さらに深掘りして、通学路として、どういった形の子もたちの通行量があるのか、それから、歩道が2メートル未満であったりとか、特定経路というようなところで、実態の使われ方として、どうなんだとか、周辺の公共施設ですとか、そういったところについては、多分、もう一段、これは決算委員会で

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

もご指摘あったかと思うんですけれども、周辺の建物の状況とか、土地の用途ですとかということについては、もう一段、様々なデータに基づいてご説明する必要があるのかなというふうに思っています。

今日のところは、このローマ数字のⅠに該当するという形でご説明いただき、地域事情ということで、下の丸の一つ目ですね、自転車走行の実証実験が行われる中で、高幅員の一方通行ということで、区内の中でも、自転車走行に適しているということで、地域で連合町会を挙げて、実証実験が行われたということも含めて、我々としては、優先すべき、それから、もう10年以上、平成23年以降続いている神田警察通り沿道整備推進協議会の中でも、まちづくりと道路整備を一体的に進めていくというご議論がある中で、我々としては、優先的に進めていく。

ただ、おっしゃるとおり、もう一段、こういう訴訟ですとか、争い事になっている中で、説明したほうがいいんじゃないかというご指摘だと思いますので、その辺は受け止めさせていただいて、今後、調査をしていきたいというふうに思います。

○春山副委員長 あ、補足で確認させていただいてよろしいでしょうか。

今、林委員のご指摘にあったように、千代田区全体の道路整備の考え方ということで、道路の図面を基に、例えば、このⅠの優先整備路線がどこどこで、どのくらいあるのか、Ⅱの準優先整備路線がどうなのか、そして、その整備状況がどうなっているのか、あと、パーソントリップ調査の状況がどうなっているのかというのを重ね合わせて、どこの道路の整備がどのくらい優先度が高いと区のほうで認識しているのか。また、そのときに、道路整備上、優先順位が高いけれども、まちづくり協議会が発足しているの、こちらのほうが高くなると、その変動要素も含めて、この神田警察通りの優先整備の位置づけがどこにあるのかというのを、多分見せていただく必要があるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 林委員からのご指摘と、今、春山副委員長からのご指摘、それから、先ほど申し遅れておりましたけども、経年劣化の状況とか、その辺も含めて、今、決算でご指摘いただいたように、区全体として、そういう優先整備の在り方の順位づけを、林委員からもご指摘があったと思いますけれども、対外的にも理解が得られるような形でお示ししていくという努力については検討させていただきますというような答弁させていただきましたけども、神田警察通りについても、もう一段、この考え方、今、この1枚のペーパーでお示しさせていただいた考え方を補強するようなことについて、今日のご指摘を踏まえて、どのようにお示しするか、検討させていただきたいというふうに思います。

○林委員 今、副委員長言われたように、全体像というのは、これ、確認、まあ、いいきっかけとして、神田警察通りで、今、スタックしている状態ですけども。今後、道路をやっていくときに、どういう形なんだろうと。併せて、この神田警察通りって、随分きれいなビルで再開発、いわゆる、ができてきて、歩道空間が、要は広がるわけですよ、敷地内にも。何だ、博報堂さんのところとか何か、広々と、かなりなってきた、そうすると、よく、後でやる公共が全部できないと、広場整備もできないと。僕は買ってほしいと言っているんだけど、買わないで、民間の力を使って、広場空間をつくると片方で言っていて、警察通りでも同じように、じゃあ、民間の力を使って、道路の歩行空間も広がるし、線引

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

きはどうなるかあれだけでも、自転車の通りというのは、警察とどこまでか分からないですけど、うまく調整したりということも見せていただきたいです。

要は、何を言わんとしているかということ、区道の歩行空間だけで2.何メートル、5メートルでしたっけ。車椅子が両方いけるの。だけじゃなくて、セットバックしてくれたら、ここはセーフになってしまいますよとか、ここは5メートルになるんですよとかということも、幅広にちょっと、それを、多分、まちづくりの動向とか、（「と併せてですね」と呼ぶ者あり）地域の話でと、併せてになっていくんで、そこが一つと。

もう一つが、結局、何だろう、イチヨウの木って、僕もいろいろ見てみたんですけど、何でこれだけ東京都内で多くて、どうして、この時期になると更新しなくちゃいけない。更新というと嫌がるんだったら、切らなくちゃいけなくなったのかということのが、そもそも論になってしまうと思うんですけども、そこは、どういうふうに地域の方に説明されているんですかね。いや、なれ親しんだイチヨウというのは、それは生まれ故郷のところですし、子どもの頃から親しんだ木というのは分かるんですけども、そもそも、どうしていっぱい植えた時期と、今のご時世だと、切っていく話、更新していくようになったのか、位置づけというのは、地域の方にどういうふうに説明されているんですか。

○印出井環境まちづくり部長 前段の話、民間空地、歩道状空地との関係については、要は、建築基準法上の世界で担保されている空地と都市計画で担保されている空地、これはたしか二番町でも議論になりましたけど、都市計画で地区施設として歩道状空地として担保されているところについては、都市計画がある範囲の中で建て替えがあっても確保されると。総合設計等については、必ずしも機能更新の中で担保されないという状況がありますので、その辺については、今回のエリアについては、後者、総合設計のような状況になってございます。

それから、今の林委員のご指摘は、その辺りも含めて、もう少し総合的幅広に都市計画の制度の中で確保されている歩道状空地や広場ということと道路整備、一体的にとというのは、まさに、これ、神田警察通りの沿道整備の中でも議論されてくる論点の一つかなと思いますので、その辺の見せ方については、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

後段のイチヨウについては、様々な説があるかなというふうに思っておりますが、私が有識者の中から聞いたことによりますと、やっぱり震災復興とか戦災復興の中で、いち早く緑が確保できると。早く育つ樹木の中で、イチヨウとか、プラタナスとか、そういった中で、復興に向けた街路樹ということで選ばれてきた経緯があるというようなことを聞いたことがございますし、また、高度成長期に非常にモータリゼーションが発達したとき、排気ガスとか、交通戦争とか言われたような時期に、車道と歩道を早急に分離するような早く大木化するような樹木ということで選ばれてきたというようなことを聞いたことがございますが、それについては、多分、あながち間違いではないというふうに思っております。千代田区におけるイチヨウ、実は、街路樹の中で、千代田区で最も多い木です。1,000本あります。ある意味、最もコモディティな街路樹でございますが、そういう背景があるのじゃないかなというふうに思っております。

○林委員 あんまり長くなってもですけど、要は、道路整備方針というのは、随分前につくったときに、街路樹の分類というのをかけてもらいました。千代田区の大きな方針とし

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

て、イチョウの木はもう不必要だと、道路整備方針で。あらゆる区道からイチョウを取っていくのか、それとも、歩道空間が確保できないところ、ここは取っていくのかとか、そういったものを一個一個確認していかないと、裁判やったり、夜中に若い職員の人が行って警備みたいなのをやらせたり、住民の方も夜中出張されるんですよ。出張というか、行くわけですよ。それはあんまり生産的でもないし、感情が、悪い感情だけ積み上がってくると思うんで、どこか、こう、イチョウの木も、こう、どうしていくんだというのを、東京都は都のマークがイチョウだから、都道のイチョウは切れないんでしょうけど、区道はどうしていくんだとか、そこは、やって、道路整備方針をやってもらいましたけど、やっぱり僕もそのとき言った、あまりにも街路樹の樹種が多過ぎちゃうんですよ。選べない。まちの人に、これ、どうですかと言われても、分からないんですよ、あの木の量じゃ。これは低木です、中木ですと言って。好き好きあるでしょう。イチョウの木が好きなのもいれば、桜の木が好きなのもいると。僕は松がいいと、ずっと千代田区の木だから言っているんだけど、これは街路樹に現実的じゃないと言われりゃ、それはおっしゃるとおりですよ。

そうすると、やっぱりどこか方針を出しながら、課題解決のこの神田警察通りのところも、まちの方それぞれ、僕も呼ばれて、男性の方も行ったし、女性の方もちょっとお話を伺ったりしましたけど、エリアが離れているだけに、ちょっと一歩、変な意味じゃなくて、引いた目で行くと、当事者同士の対決にすると、これ、不幸ですよ、やっぱり。だって、お祭りやったし、みんな顔が見えるんだから、近所同士で。そこを変にこれ以上こじらせないような形でいくには、一つがきれいな説明と資料とやり方と大きな方針というのを、区全体としていって、これ、出していかないと、なかなかちょっと協議会のメンバーを1人、2人増やしたところでもしょうがないかもしれない。

まあ、やらないよりやったほうがいいと思うんですよ。やらないよりやったほうがいいと思うんですけども、工事が実際進んで、切った。で、進めると。早くやってくださいという方たちもいっぱいおられる。陳情を出していただいた、中断を求めて、樹木を何とかしてくださいという納税者もおられる。ここをうまく間を取り合うには、どちらかのあんまり肩入れをしないような形で、1回、ニュートラルに引いた形で、道路行政全体としてという形でいかないと、この神田警察通りはって、肩肘張っていくと、あんまりいい結果にならないのかなと思っています。

ちょっとあんまり取扱いのほうまで言うてしまうんですけども、やっぱり幅広に確認作業をしてもらって、道路行政の中で、神田警察通りというのは、この位置づけですと、優先度が極めて高いんですというのを立証なり、再開発しても歩道空間が広がらめんと、車椅子がもうどうしようもそうこうできませんとかというところを出していただいた上で、どうですかといかなくちゃいけないんじゃないのかなと。やっぱり妨害されたからできませんでしたと、数値もなしに言うというのは、これは悪感情を高めるだけで、極めて非生産的だと思うんですが。

○印出井環境まちづくり部長 我々、今のご指摘なんですけども、今のご指摘に一定程度沿うような形で、このベン図のような説明をしてきたところかなというふうに思います。特定道路の中で、道路を改修する際には、2メートルというようなところがございます。それから、通学路でもあると。そして、2メートルを整備されていないというようなとこ

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ろで、一つの一定の基準についてはお示ししてきたところかなというふうに思っています。ただ、その基準の適用ですね、基準の適用をめぐる、大きく意見の相違が、相克があるというところがございますので、その辺りについては、我々としても、そういった基準を分かりやすく示していくという努力は差し上げていきたいなというふうに思いますが、その基準を超えて残すというところ、それから、道路整備において、必要な様々な要素を満たすか、満たさないかというところについての意見の違いというところもあるので、基準のお示しについては、先ほどご答弁申し上げたとおり、神田警察通りにおける状況については、もう一段、工夫を差し上げたいというふうに考えておりますけれども、それが具体的に、今、この状況の中で、どのような機能を持って、今回の反対される方に対して、何か考えが変わるのかということについては、ちょっと、私としては、今の段階では、見通しが立たないというところがございます。

○林委員 はい。最後ね。

○春山副委員長 答弁いただいて、林委員のご質問にあった道路行政上におけるの附帯施設としての街路樹の今後の在り方、どういう区の考えというのが、多分、答弁漏れだと思うので、お答えいただけますか。

○印出井環境まちづくり部長 道路整備方針の中で、どういったスペックの道路には、街路樹を整備すべしというようなところのものまでお示しをしてあるのかなというふうに思っています。その際に、一つ、1点、まだ我々のほうとして宿題になっているのは、街路樹の維持管理のマニュアル的なものをどうするかという話、今ある既存のもので、それから、今後、ご指摘のように、道路整備工事が発生するような道路において、街路樹をどう取り扱っていくのかということについては、ご指摘のとおり、先ほどの道路整備の優先順位づけも含めて、なかなか深掘りはしていないのかなというふうに思っています。

それから、先ほどご答弁申し上げましたとおり、過去、大木化する街路樹が整備された経緯と新たにまちが変わってきた現状、それから、道路交通の状況、道路交通についても、車と歩道、その歩車道の区分の見直しとか時代の流れの変化、一方で、生物多様性に配慮した緑というのもあるので、そこまで深掘りした形では、まだまだ規定はしていませんので、ちょっとお時間を頂きながら、そういうことについては、検討してまいりたいというふうに考えております。

○林委員 信頼関係の話になるんですけど、契約変更の議案が出る前には、少なくとも、ちょっとこの委員会の中で確認ぐらいはして、それで、企画総務のところの議案審査にもらって、附属資料としてつけるぐらいの感じですよ。確認作業した後、やってもらえればなと思います。

あと、要は、言われたのが「冷静に」というのと「都市計画というのは100年の計だからね、林君」とかと言われて、要は、今だけとかではなくて、やっぱり100年後を見据えた道路整備、ここをしっかりとしないと、都市計画、建物もそうだし、いろんな配置もそうだし、だから、軽々に都市計画と打ったわけじゃないんだというのを、ずっと聞いていたんですよ、冷静になれという話と一緒に。ここ、神田警察通りって、できてそんなにたっていないんですけども、一方通行になったのも、100年たっていないんです。今のこの工事で、今後、100年先にどんなイメージの公園になっていくんです、したいんですという夢を、将来、100年後、本当に自転車があるかどうか分からないし、車だ

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ってどうなるか分からないし、いろいろあるんだけど、こんな感じだというイメージを、もう少し、ただ自転車道を造ります、今まで決まったことです、まちから言われたから、イチヨウの木を切って、桜の木に植え替えます、いいんですということよりも、こうなると、100年後はこういうのを目指しているんです。だから、皆さん、ご理解とご協力をとかという形になってくると、話の土壌が少し変わってくるのかなと。

これは土俵の話でもあるかもしれないし、誰がどこで引くんだって、やっぱり強いほうが引いたほうが格好いいかもしれないと思いませんか。何が強いかわからないんだけど、やっぱり行政の権限とか執行権って強いですよ。すごく強くて、ここがまちの方たちにも信用もされているし、これ、早く整備してくれという方にも信用されているんだから、せっかく信用されているところで、うまく100年後に向けた絵姿というのを語れるようにしないと、それは、ずっと今確認していったように、小さいことを積み重ねて、隠さないでやっていくことだと僕は思っていますんで、どうかできるだけ早い時期というよりも、この契約変更の設計変更の議決のところの前までに、お忙しいでしょうけども、やっていただいたほうがいいのかなと。今までもっと早く言っていたつもりだったのに、残念ですけども、ここをいい機会として、できませんかね。それとも、もうちょっと後まで幅広くやってもいいのかもしれないんですけど、どこか節目節目で確認するには、契約変更の継続というのが、この前に一度できないかなと思うんですけども。

○印出井環境まちづくり部長 今日、幾つかレベル感の違うご指摘いただいたのかなというふうに思います。工事の執行状況というか、執行できなかった状況というんでしょうか、そういった中で、出来高の部分と発生した工数的な状況、それが明確に金額にできるかどうかというのは、ちょっと難しい部分もありますので、そういう経緯ですね、ここで示されたような経緯の中で、どういったものがあったのかと。それから、仮処分に至る経緯については、我々のほうで作業する中で、対応できるかなというふうに思っています。

ただ、後段の街路樹整備の在り方、それから、もう一段、神田警察通りにおける道路整備とまちづくりの在り方については、まさしく、今回、まちづくり方針ですね、加島部長の下に新たなものを策定していくというところかなというふうに思っています。ただ、まちづくり方針で示された都市像についても、正直、100年耐えられるのかどうかというのは、多分、この時代の流れの中で、なかなか難しいところがありますけれども、長期的なまちのありよう、将来像を展望しながら、つくっていておりますので、我々としては、そこと整合した道路整備をしていくということについて、まちづくり方針の確定後に、道路整備との対応状況も含めてご説明をしていきたいというふうに思いますので、ちょっとお時間を頂くものと、その契約変更までに一定程度対応できるようなものと、節目節目で少し相談をさせていただきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○春山副委員長 ほかにございますか。

休憩します。

午後3時34分休憩

午後3時44分再開

○春山副委員長 再開します。（発言する者あり）

以上で、執行機関への質疑を終了いたします。

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

あ、ごめんなさい。失礼しました。では、本件2件の陳情の取扱いについて、いかがいたしますか。間違えました。

桜井委員。

○桜井委員 今日とは2本の、5-34と、それと5-50ということで、2本の陳情についての調査がなされました。特に、5-50については、この12月19日、14時半からということで、第21回の神田警察通り沿道整備推進協議会ということの具体的な会議体のお話もあって、ここで意見を言いたいと、発言したいという、そういったような陳情でございました。この件については、今日の質疑の中で、今後のメンバーの入替えも視野に入れるということですか、今後も意見を聞いていく区の姿勢についても、ご答弁がありました。ただ、今回、この19日の日に出された意見等も併せて、また後日、常任委員会のほうにご報告いただいて、どのようなご意見があったのかということも併せてご報告を頂きたいということが一つと。

それと、5-34については、現在行われているこの事業、Ⅱ期工事を一時中断してほしいというような内容でございました。質疑の中で、議決に沿って執行しているという発言もありましたけども、陳情を中断してほしいと、その反面、早く執行してほしいという双方の意見があるわけで、その中での判断は、まちの意見ですとか、区としての判断によるものだということの答弁がございました。

この陳情なんですけども、大変、陳情者の方もご心配をされてというところもあろうかと思えます。それで、当委員会の中で、先ほどお話をしましたとおり、今後の進め方についても、当委員会のほうに報告をしていただいて、どのような意見が出たのかというようなことも含めてご報告をしていただき、今後、この神田警察通りの事業についても進めていってほしいということで、ということ、委員会として取りまとめをしていただいて、それで、陳情者の方には、この2本の陳情についてはお返しすると、そのようにしてはどうかと思えますけど、いかがでしょうか。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 私のほうは、この5-50について、12月19日の火曜日の2時半ということで、神田警察通り沿道のまちづくりについてと、それから、神田警察通りの道路整備についてという、こういう議題になっているわけですね。もう2年以上前から、区のほうは、こうした当時より男性だけの会議であるということで、それについては、町会長たちにご苦勞いただいているわけですが、多様な住民の参加を得て、参加型のまちづくりにしていくんだということ、度々答弁していて、今、ここに至っているという状況からすると、意思表示があるわけだから、参加したいということについては、参加させてくださいというのが私の立場です。立場ですけれども、この委員会の進行の中で、これは知恵だと思えますね、例えば、景観審議会なんかは、西村座長が傍聴席から、何というんですかね、意見を出せる、質問ができる、つまり、座長が一定程度メモを頂いて、それについて投げられるようなやり方もしています。参加の仕方、なかなか千代田区はそういうふうにはやってこなかったんで、本当に急には変わらないということだと思えますけど、どこから、何かから少し変化させていかなきゃいけないと思うので、報告いただくと、それは桜井委員のご提案で結構ですけれども、そうした傍聴席からご意見があれば、それを頂いて、読み上げていただくなど、何らかの工夫をしていただくというようなこともお

令和 5年12月14日 環境まちづくり委員会（未定稿）

願いをして、この委員会の方向性ですから、一旦、もう今日、これでまとめたいということですので、日にちが過ぎて、残しておくこともできないというのもそのとおりですので、私のほうからそのことを申し上げて、今日、意見集約をしていただきたいなというふうに思います。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○岩佐委員 この陳情の審査に当たって、先ほどから協議会にどういうメンバーがどうやって参加するかということ議論してきたわけですけれども、いろいろなちょっとボタンの掛け違いが積み上がって、話し合いをできる状況じゃないということと、あと、今回の議案がもう限定されているという話でした。ただ、やっぱり、一方で、ご意見は、言いたいときに、参加したい、言いたいという方が一定程度いらっしゃるし、どのような形で、ご意見を受け止めるか、伺うかということは、工夫の仕方があると思うんです。限られた時間の中でお話しいただくと、もしかしたら、すごくそこが大きく広がってしまいますと、当初予定されていたことが確認できなくなってしまっても困りますので、例えば、事前に紙で少し要望いただくとか、そういった形で、そうしたものを例えば資料として配付するというのを少し進めてあげるような形で、なるべく意見を聞けるような体制もちょっと検討していただく形で、今日のところは、先ほど桜井委員がおっしゃられたようにまとめていただきたいと思います。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○岩田委員 すみません。先ほどの小枝委員もおっしゃったように、中から言うというだけじゃなくて、ほかにもいろいろやり方があるんじゃないかと。ペーパーを出していただくとか、先ほどの答弁、理事者との答弁とかの間でもありましたけども、怖いという話ありましたけど、怖いのは本当にお互いさまなんですよ。お互いに何かいろいろ言われたり、顔を出して、やっぱり表に出て意見をするというのは、それも怖いわけで、なので、いろいろやり方を考えて、そういう意見が反映できるようになればいいなと、そういうふうに思っておりますので。

○春山副委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 小枝委員、岩佐委員、岩田委員から、今後の協議会の在り方、多様な方のご意見の頂き方についてのご意見を頂きました。執行機関のほうには、ご意見として受け止めていただきたいと思います。

では、桜井委員からありましたように、推進協議会の状況、また、皆様からのご意見を当委員会にご報告いただくということで、送付5-34、5-50の2件の陳情につきましては、本日の議事録をもって、陳情者にお返しをし、審査を終了するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、神田警察通りの陳情審査及び報告事項を終了いたします。